

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の7の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
共済組合等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
当該国家公務員の所属する各省各庁の長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
当該地方公務員の所属する都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の108の項	災害弔慰金の支給に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の118の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の125の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の129の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
市町村	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同上第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同上第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の164の項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の165の項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の168の項	高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の168の項	高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の169の項	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の169の項	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の170の項	高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の170の項	高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の173の項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
保育課	番号利用法第9条第1項別表の8の項	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
こども課	番号利用法第9条第1項別表の10の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
健康づくり課 母子健康センター	番号利用法第9条第1項別表の14の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の21の項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項別表の23の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	年次で連携
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の24の項	国民健康保険税の課税・収滞納に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
営繕課	番号利用法第9条第1項別表の27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の44の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の51の項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の56の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
長寿いきがい課	番号利用法第9条第1項別表の61の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	紙	照会を受けたら都度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	紙	照会を受けたら都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
健康づくり課 母子健康センター	番号利用法第9条第1項別表の70の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら都度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の81の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
職員課	番号利用法第9条第1項別表の81の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	電子記録媒体	年次で連携(9月頃)
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保険事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務	紙	照会を受けたら都度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項別表の95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	年次で連携
長寿いきがい課	番号利用法第9条第1項別表の100の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月次で連携

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項別表の104の項	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	紙	照会を受けたら都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の107の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
保育課	番号利用法第9条第1項別表の127の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の128の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第3項	番号利用法第9条第2項	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号ロ 2 2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17条ロ 3 3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号イ 10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・5号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・5号・6号イ・7号・8号ロ 18 13条1号イ・2号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条1号・3号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号ロ 2 2条8号ロ・9号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17条ロ・18号ロ・19号ロ 3 3条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号ロ・19号 4 4条2号ロ 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ・12号イ・13号イ・14号イ・15号イ 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし</p>	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・2号イ・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2 3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号</p>	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号ロ 38 24条2号 39 24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ</p>	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条2号イ・3号・4号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・6号ロ・8号・9号・10号・11号・12号 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ</p>	<p>70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号</p>	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<p><input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報</p>	(削除)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	③委託先名 株式会社KSKデータ ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 受注者から書面による申請に対し承認を行う。 ⑥再委託事項 申告情報のパンチ入力	③委託先名 株式会社アクト・ジャパン ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 (空欄) ⑥再委託事項 (空欄)	事後	
令和4年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(右記を追記)	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する(R5.1より開始。)	事前	
令和4年12月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	(右記を追記)	・別表第一省令第74条	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	53,000件	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アクト・ジャパン	株式会社KSKテクノサポート	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	(右記を追記)	受注者から書面による申請を受け、それに対し承認を行う。	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	(右記を追記)	上記委託内容と同様	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(右記を追記)	その他:口座関連情報	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(右記を追記)	・その他 口座情報を管理するため	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁)	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁、デジタル庁)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条8号口・9号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17条・18号・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18号・19号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18条・19号・20号口 3 3条10号口・11号口・14号口・15号口・16号・17号・18号・19号・20号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし</p>	事後	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ</p>	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ</p>	事後	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号口・4号口・5号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号口・2号口 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・7号口・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号</p>	<p>70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号口・4号口・5号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号口・2号口 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・7号口・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号</p>	事後	
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	53,000	55,891	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	催告書プリント業務	督促状プリント業務	事後	
令和6年6月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号利用法に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
令和6年6月19日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第74条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条 ・別表省令第74条	事後	
令和6年6月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号ロ・19号ロ・20号ロ 3 3条10号ロ・11号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号ロ・19号ロ・20号ロ 4 4条2号ロ 6 6条5号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ・12号イ・13号イ・15号イ 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号二・2号二 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号ロ・8号ロ 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ	・番号法第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第二条(番号法における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 第二条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 3条1号ロ 2 4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号 3 5条13号ロ、14号ロ、18号ハ、19条ハ、20号、21号、22号、23号、24号 4 6条2号 5 7条2号 7 9条7号、8号イ、9号イ、12号ロ、13号ロ、14号、15号、16号、17号、18号 11 13条1号イ、2号ハ、3号ロ、4号イ、5号イ 13 15条1号二、2号二 15 17条1号ロ、3号ロ、4号ロ、6号イ 20 22条1号チ、2号ト、3号イ、4号チ、6号ト、7号、8号チ 28 30条1号イ、3号ハ 37 39条3号ハ 39 41条2号 42 44条1号レ 48 50条2号、3号ロ、9号、19号イ 53 55条1号ヘ	事後	
令和6年6月19日	同上	28 21条12号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号ロ 38 24条2号 39 24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号二・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号二・3号・3号の2・5号二・6号二 58 31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・17号ロ・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号	57 59条1号ロ、3号、4号、18号ロ、19号、20号、21号、22号、23号 58 60条2号二、60条の2 2号二、60条の3 2号二、60条の4 2号二 59 61条2号ロ 63 65条2号 65 67条4号ロ、5号ロ、15号ハ、16号ハ、17号、18号、19号、20号、21号 66 68条2号 69 71条1号、2号ロ、3号ロ、6号、7号ロ、13号、14号、15号、16号、17号、18号 73 75条1号ロ、2号ロ、3号ロ、4号ロ 75 77条3号ハ 76 78条1号ト 81 83条1号ヘ、3号、3の2号、5号ホ、6号ヘ 83 85条5号ロ、6号ロ、16号ハ、17号ハ、18号、19号、20号、21号、22号 84 86条1号 86 88条1号ロ、2号ロ 87 89条3号 88 90条2号ロ、3号ロ、4号ロ 89 91条4号 90 92条1号ロ、2号ロ、3号 91 93条1号ヘ、5号イ 92 94条1号二、3号イ、4号イ 96 98条4号 98 100条1号 106 108号1号ロ、6号ロ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	同上	63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ 70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号	108 110条3号ニ 115 117条1号イ、2号ロ、3号ロ、5号ロ、8号、9号、10号、11号、12号、13号 124 126条1号ヘ 125 127条1号レ 129 131条2号 130 132条2号 132 134号12号ハ、13号ハ、14号ハ、16号ハ、26号ハ、27号ハ、29号ハ、31号ハ、32号ハ、33号ハ、34号ハ、35号ハ、36号ハ、37号ハ、38号ハ、39号ハ、40号ハ、44号ハ、45号ハ、48号ハ 137 139条1号ロ、3号ロ 138 140条2号 140 142条8号ロ、10号、16号 141 143条1号子、2号ヘ、4号ホ、5号ロ、6号ロ 142 144条1号ロ、4号ロ、5号 144 146条1号リ、6号二、7号イ、9号ロ、10号イ、11号ハ 147 149条2号 151 153条1号ロ、2号ロ 152 154条1号 155 157条1号ヘ、7号ヘ、14号イ 156 158条2号 158 160条1号ニ、2号ニ 160 162条1号 161 163条1号レ	事後	
令和6年6月19日	同上	108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二 121 59条の4 1号 (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条	163 165条1号ヘ 164 166条3号イ 165 167条2号イ 166 168条2号イ 167 169条1号ロ、2号ロ 168 170条1号ロ、2号ロ 169 171条2号 170 172条2号 171 173条1号ロ、2号ロ 172 174条1号ロ、2号ロ 173 175条2号 (番号法における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 48 50条	事後	
令和6年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	55,891	43,439	事後	
令和6年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の15の項	番号利用法第9条第1項 別表の15の項	事後	
令和6年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・サーバは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。 ・入退室管理は、サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・サーバは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。 ・入退室管理は、サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年6月19日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(右記を追記)	159.市町村民税 定額減税額、160.市町村民税所得割額(定額減税前)、161.市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前)、162.都道府県民税 定額減税額、163.都道府県民税所得割額(定額減税前)	事後	
令和6年6月19日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和6年6月19日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年6月19日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(右記を追記)	・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する(ガバメントクラウドにおける措置)。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(右記を追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(下記を削除) ◆物理的対策 ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	(下記を追記) ◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(下記を削除) ◆技術的対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	(下記を追記) ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(右記を追記)	・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する(ガバメントクラウドにおける措置)。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(右記を追記)	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和6年6月19日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年6月21日	令和6年6月19日	事後	
令和6年11月20日			様式改正に伴う修正	事前	